

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2024年5月24日	
【会社名】	日本アジア投資株式会社	
【英訳名】	Japan Asia Investment Company, Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下村 哲朗	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北三丁目2番4号	
【電話番号】	03(3221)8518(代表)	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 岸本 謙司	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北三丁目2番4号	
【電話番号】	03(3221)8518(代表)	
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 岸本 謙司	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	998,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」という。)は、2024年5月24日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しておりますが、その発行については、2024年6月26日開催予定の当社定時株主総会において、割当予定先であるガバンス・パートナーズA S I A投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるガバンス・パートナーズ株式会社(以下「ガバンス社」という。)の代表取締役である丸山俊氏が当社の取締役として選任されること(以下「本取締役選任」という。)を条件としております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	4,400,000株	998,800,000	499,400,000
一般募集			
計(総発行株式)	4,400,000株	998,800,000	499,400,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は499,400,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
227	113.5	1株	2024年6月28日(金)		2024年6月28日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本株式に係る総数引受契約(以下「本引受契約」という。)を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに、割当予定先との間で本引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本アジア投資株式会社 管理グループ	東京都千代田区九段北三丁目2番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社商工組合中央金庫 神田支店	東京都中央区八重洲二丁目10番17号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
998,800,000	13,370,400	985,429,600

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は弁護士費用、登記費用、その他諸費用です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額985,429,600円の具体的な使途及び支出予定時期は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
障がい者グループホームプロジェクトへの投資資金	500	2024年7月～2025年3月
戦略投資ファンド及びその他ファンドへの出資金	485	2024年7月～2026年7月
合計	985	-

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 本第三者割当による調達資金で不足する分は手元資金から支出する予定です。

(本第三者割当の目的)

a. 当社の現状

当社は、日本とアジアを繋ぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ることを経営理念としています。投資活動を通じて広くSDGsに貢献することを目指し、ベンチャーキャピタル業務を中心としたプライベートエクイティ投資と再生可能エネルギーやスマートアグリ（植物工場）、ヘルスケア（障がい者グループホーム、高齢者向け施設）、ディストリビューションセンター（物流施設）等のプロジェクトへの投資を行っています。また、当社が創業時からミッションとしてきた日本とアジアとの懸け橋の役割を担うべく、クロスボーダーでのFA業務やアジア進出支援を目的としたファンド運営等を行っています。

当社は、2008年9月に発生したリーマンショックの影響から資金繰りが大幅に悪化し、2009年3月には事業再生ADR（私的整理）手続を利用して、全ての取引金融機関との間で借入金の返済スケジュールの変更（以下「リスケジュール」という。）を行いました。その後、当社は、本社移転、拠点閉鎖、不採算子会社の売却や人員削減による固定費の削減を行うとともに、営業外資産の売却や営業資産の投資の回収によって有利子負債を圧縮する等財務リストラを進めてきました。その結果、2009年3月期末当時は、約60社の金融機関から資金調達を行い当社単体の借入金及び私募債の残高が約400億円に達していましたが、2024年4月末時点では、借入先金融機関数は約40社まで、その借入金残高は約40億円までと、大幅に削減できています。

その間、当社は、既存の借入金のリファイナンス（借入金の正常化）と新規の借入金による資金調達を実現することを目標として信用力の回復に取り組んできました。しかしながら、過去に多くの金融機関を巻き込んで実施した私的整理の影響は根深く、既存の借入先金融機関からの当社に対する信用リスクを払拭することが極めて困難なためにリファイナンスが実現できず、依然として約40社の金融機関からの借入金につき毎年リスケジュールを行った上で返済を継続しています。その結果、借入金による資金調達についても、金融機関としてはリスケジュールによる返済条件緩和を行っている企業に新たな与信を供与することは新たな貸倒引当金を計上することになるという理由から、現状では当社が連結の自己資本比率を3年間の平均で約37%と総じて健全な状態に維持できているにも拘わらず、実現していません。

また、当社は、投資資産の規模拡大と収益拡大を図るべく、当社の信用リスクの問題に影響されない資金調達手段としてSPC（特別目的会社）を通じたプロジェクトファイナンスにより資金を調達する手法を活用し、2012年より再生可能エネルギーをはじめとするプロジェクト投資を開始しました。FIT制度（電力の固定価格買取制度）に基づく採算性の高いメガソーラープロジェクトへ投資し、これらを長期保有することで安定収益を確保することを目指していました。その後、外部環境が変わり、再生可能エネルギーへの関心が高まったことやコロナ禍等による将来の不確実性が高まったことから、当社が保有する売電中のメガソーラープロジェクトに対して購入のオファーが多数寄せられるようになりました。また、当社固有の事情においても、リスケジュールの状態にある借入金の返済負担は大きく、プライベートエクイティ投資の収益が下振れる局面ではプロジェクトを売却して返済に充当する必要が生じました。その結

果、当社は、メガソーラープロジェクトを売却することで、返済を継続するとともに2016年3月期から2022年3月期までは7期連続で黒字を計上することができました。しかしながら、収益性の高いプロジェクトを売却したことで、長期保有による安定収益を確保する機会を失うとともに、保有プロジェクトの減少に伴い収益が徐々に低下することとなりました。

この間当社は、メガソーラープロジェクトに続く新たな収益の柱を開拓し業績を改善するために、2016年にはヘルスケア（高齢者向け施設）、2018年にはスマートアグリ（植物工場）、2019年にはヘルスケア（障がい者グループホーム）、2020年にはディストリビューションセンター（物流施設）へと投資領域を拡大してきました。しかしながら、これまでの所では未だメガソーラープロジェクトの資産の減少速度に他のプロジェクトの事業規模拡大の速度が追い付かず、2023年3月期に赤字に転落し、2024年3月期においては再度大幅な赤字を計上することになりました。

そこで当社は、これらのプロジェクトのうち短期間で事業拡大期待が高いものに集中的に投資を行うことで、事業規模拡大の速度を上げることが必要であるとの考えに至りました。中でも、障がい者グループホームへの投資を今後の事業の拡大が期待できる分野と位置づけて、最も注力して取り組んでいます。障がい者グループホームへの投資は、2019年10月に初回の投資を実施して以降、2024年3月までに23件行っています。その結果、2024年3月期には期末投資残高は約8億円となり、グループホームからの賃貸収入は年間約1.3億円となっています。2024年7月頃には、障がい者グループホームの売却先となるソーシャル・プロジェクトボンドを活用した私募ファンドが設立される予定です。当社は、2024年5月15日に公表した2024年3月期決算短信において2025年3月期の従来連結における見込値の前提条件として公表したとおり、投資済の障がい者グループホーム16件を当該私募ファンドに売却する予定です。今後数年間は、年間約25件に対して約10億円の投資実行を行い、投資後は私募ファンドへグループホームを売却して短期的な利益を確保していく方針です。

加えて、グループホームの運営者であるパートナー企業へのプライベートエクイティ投資も実行し、プロジェクトでの協業を通じてハンズオン支援を行うことで投資先企業の成長支援を行いました。その戦略が奏功し、2023年3月期にM & Aにより当該パートナー企業の株式を売却して高い投資採算を実現しています。このように、プロジェクト投資におけるパートナー企業へプライベートエクイティ投資をする手法を、当社では「戦略投資」と位置付けています。プロジェクトへの投資を通じてパートナー企業の成長を支援する独自の投資手法により、プライベートエクイティ投資において他社との差別化を図るとともに投資収益の拡大を図っています。戦略投資では、再生可能エネルギー分野でもメガソーラープロジェクトへの投資と併せてパートナー企業への戦略投資を行い、メガソーラープロジェクトの売却による収益と戦略投資先企業の上場によって大きな収益を計上した実績があります。

b. 当社の課題

当社は、上記 a. 「当社の現状」に記載のとおり、リスケジュールの状態にある借入金のリファイナンスが実現しないことで、十分な投資資金を確保するための返済額の見直しや期限の延長ができず、借入金による新たな資金調達もできないため、投資資産を回収して借入金の返済を継続しなければならない状態にあります。その結果、収益を獲得するための投資資産残高が徐々に減少しており、このまま新規の資金調達なしで従来と同じ規模の返済を継続するとすれば、コストを賄えるだけの収益を維持することが困難な状態となります。

当社は、現在までに、プロジェクトファイナンスの借入先である金融機関を中心にリファイナンスの打診を行いましたが、これまでプライベートエクイティ投資の収益が下振れする傾向にあったことから当社の業績計画には蓋然性が乏しいと評価されており、具体的な協議をするまでには至っていません。そのような状況の中で、2024年3月期において2期連続で赤字を計上することとなったため、リファイナンスについては更に不透明な状況となりました。現在の当社は、このまま借入金のリスケジュールを行いながら返済を継続しなければならない一方で、収益性を高めるためには一定規模の投資資産残高が必要であるため、いかに投資資金を確保するかが大きな課題となっています。過去に行った投資の回収により売却益と投資資金の確保に努めていますが、投資の回収は不確実性が高いため計画から下振れした場合に備えた資金も確保しなければならず、更に投資資金の確保が難しくなっています。流動性に乏しい非上場株式の売却には一定の時間を要し、プロジェクトについても各事業の進捗に合わせた売却期間が必要となります。仮に早期の回収を優先してこれらを処分しようとするれば、資産価値を棄損することとなり当社の業績にも悪影響を及ぼすことが予想されます。そのため、事業の進捗が比較的早く、かつ、投資の回収の不確実性が抑えられたプロジェクトに優先的に資金を配分し、回収が下振れした場合のために備えておく手元資金を圧縮して投資資金として充当できるようにすることも当社の課題です。

c. 募集の目的及び理由

当社は、上記b.「当社の課題」に記載のとおり、借入金のリファイナンスが実現しないため借入金による新規調達ができず、他方で、収益性を高めるために必要な一定規模の投資残高を実現するための投資資金を確保することが大きな課題となっています。本第三者割当は、2024年6月26日開催予定の定時株主総会における承認後に当社の代表取締役社長に就任する予定の丸山俊氏が率いるガバナンス社が運用するファンドから、上記の投資資金を調達するために行うものです。

当社では、上記a.「当社の現状」に記載のとおり、障がい者グループホームへの投資に注力しており、本第三者割当による調達資金により当面の投資資金を確保する方針です。なお、プロジェクトファイナンスによる融資資金の提供者である地域金融機関からは、当該事業の社会的重要性と地域貢献といった側面が評価され、積極的な支援を受けています。障がい者グループホームは建設期間が6か月程度と比較的短期間であり、当社の投資資産の中では事業の進捗が比較的早いプロジェクトです。また、上記a.「当社の現状」に記載のとおり、これらの障がい者グループホームの売却先として、社会的課題の解決に資するプロジェクトの資金を、機関投資家からソーシャル・プロジェクトボンドとして調達し、障がい者グループホームに投資をする私募ファンドが設立される予定です。この設立予定のファンドによって、当社は、障がい者グループホームへの投資の流動化を計画的かつ効率的に行うことができると期待しています。当社は、今後も継続して、私募ファンドへの売却で得た資金を新たな障がい者グループホームに再投資し、竣工後に私募ファンドへ売却する計画です。その結果、障がい者グループホームの投資は、事業の進捗が比較的早く、かつ、投資回収の不確実性が抑えられた、さらに、投資機会と収益機会に再現性のある投資となると見込んでいます。当社は、障がい者グループホームへの投資を、主要な収益の1つとして規模を拡大していく方針です。

今般、当社のこのような事業への取り組みとリファイナンスの実現に向けた取り組み、そして中長期的な成長戦略への取り組みについて、筆頭株主であるガバナンス社と協議をする中で、第三者割当による資金調達を含めて全面的な支援を受けることで合意をしました。当社とガバナンス社は、以前より投資業務で接点があり、その詳細は下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおりです。その後、ガバナンス社は、2023年3月に当社の株主となり、当社の事業再生と企業価値向上に関して協業の可能性を模索すべく面談を開始しました。その時点では、当社がプロジェクト投資に軸足を置く一方で、ガバナンス社は上場企業への投資やベンチャー企業への投資を主体としていたことから、当社として協業の可能性は見出せず、あくまでも株主との対話という観点で当社の事業方針に関する説明を行うにとどまっていました。一方で、ガバナンス社は、この時点で当社がこのまま自力で事業再生を行うことはハードルが高く、当社の事業再構築と中長期的な企業価値の向上のためには株主という立場から抜本的な改革を促すことが必要と判断し、その後も継続的に市場で株式を取得し、その保有シェアは、2023年8月には5%を超え、2023年10月には9.78%のシェアとなりました。さらに、そのようなタイミングにおいて、他の株主からガバナンス社に対して当社株式の売却の打診があり、ガバナンス社は、ガバナンス社が当該株式を取得することで中長期的な視点に立った当社の事業再構築を円滑に進めることができるとの判断から2023年12月に当該株式を取得し、現在の21.21%のシェアとなりました。

ガバナンス社の指摘のとおり、当社の財政状態は上記b.「当社の課題」に記載のとおり大きな課題を抱えており、プロジェクト投資を中心に事業を拡大する上でも、新たな投資資金の確保が課題となりました。そのような状況の中で、2023年12月には、栃木県で推進する3件のメガソーラープロジェクトの事業の進捗が大幅に遅れたことで金融機関から調達を予定していたプロジェクトファイナンスの実行が遅れることとなり、その影響から資金繰りがタイトな状況に陥ることとなりました。その結果、予定していた投資の実行時期を遅らせる等の対応が必要となり、改めて投資資金の確保について何らかの抜本的な対応を行わなければ今後の投資活動に支障をきたす状況であることを再認識しました。

その後、当該メガソーラープロジェクトの事業が当初の予定より遅れながらも完成に向けて進展したことから、銀行からのプロジェクトファイナンスが実行され資金繰りがタイトな状態は解消しました。しかしながら、このような問題が再度発生することを避けるためには財務体質を大きく改善する必要があり、その解決策となる短期的な事業再構築につきガバナンス社と議論を重ねた結果、本第三者割当による資金調達を行うという結論に達しました。

また、当社の中長期的な成長戦略についてもガバナンス社と協議をする中で、本第三者割当による調達資金を活用して事業と財務の再構築に取り組む延長線上に、当社の社名でもある“日本アジア投資”株式会社（設立時社名は日本アセアン投資株式会社）のコーポレートアイデンティティを再構築し、アジアと日本を繋ぐ投資会社として非連続的な成長を目指していくことにも合意しました。具体的には、デフレから脱却しつつある日本経済への高い関心、長期化かつ先鋭化する米中対立を背景とした日本企業におけるサプライチェーンや研究開発拠点としての重要性、近年の為替円安の進行等から、海外の機関投資家にも日本企業に投資機会を求める動きが強まっています。当社はその設立経緯から、過去にアジアや中国においてファンドの組成や投資活動を積極的に行っていた時期がありました。当時は日本国内の投資資金を活用し、広くアジアのベンチャー企業に投資することを事業内容としていましたが、今や広くアジアの投

投資資金が日本国内の有望なテクノロジーやベンチャー企業、そして上場企業に対して投資機会を求めるとなっています。当社はその設立経緯に立ち返り、アジア及び中国の機関投資家との関係性を再び強化し、アジアの投資資金と日本企業を繋ぐ役割を果たすことが、並み居る他のベンチャーキャピタルや投資運用会社と当社を差別化することに繋がると考えています。

また、ガバナンス社からは、当社が既存の投資資産の流動化を前提として投資資金を確保している状況を改善すべきとの指摘がありました。

当社は、これまでのプライベートエクイティ投資のうち戦略投資においては、自己資金により投資を行ってきましたが、ガバナンス社との協議の結果、ファンドを組成してファンドで調達した資金を用いて戦略投資を行うこととしました。ファンドを組成して投資資金を確保することで、これまでは投資機会がありながらも投資資金の制約により手掛けることのできなかった投資も実行できるようになると期待しています。フィナンシャル投資においては、原則としてファンドを組成して投資を行う方針であったものの、当社単独で新たなベンチャー投資ファンドを組成することは実現できていませんでした。今後は、ガバナンス社の協力を得てファンドを組成することで、投資機会を逃さないよう備える方針です。

さらに今後は、従前の枠内にとどまることなく、短期の事業再構築と中長期の成長戦略を資本効率と資産効率を損なうことなく一貫して追求するために、外部資金を調達して大型のファンドを組成することにより効率性の高いエクイティ投資を行いながら、株式市場環境やファンドの運用成績に依存しない安定収益の確保を目指します。また、そうして積み上げた投資資産や投資機会を、アセットマネージャーとして海外の機関投資家を含む投資家に提供していくことを目指していきます。具体的には、アジア及び中国を中心とした海外投資家と国内投資家等を出資者とし、日本国内の上場企業及び未上場企業を投資対象とするファンドを個社ごと・業種ごとにターゲット型として複数組成します。ファンド募集総額は100億円程度を想定しており、投資の手法は市場での買い付け、大株主からの譲受、第三者割当等を想定しています。当社は、アジア・中国における知名度と実績を活かし、海外投資家を中心に当該ファンドの募集・運用又は運用のみを行う無限責任組合員となり、海外投資家が日本企業に投資を行う際のプラットフォームを提供することにより、当社の強みを活かして新たなファンドを組成して投資手法を確立し、安定収益となるファンドの運営報酬を主要な収益の1つとして構築することを目指します。

これらを実現していく上で、日本国内では上場企業としての信用やプレゼンスが、アジアや中国ではこれまでに当社が築いてきた実績や知名度が、そしてそのそれぞれでの豊富な実績を有するファンドマネージャーやプロジェクトマネージャー、各種の投資スキームに対応した投資及び事業管理に長けた管理人材が、当社のアドバンテージであると認識しています。しかしながら、過去に大きくトラックレコードが棄損した当社が単独でファンドを募集することは難しく、ガバナンス社の力を借りることでファンドの組成をすることが得策であると判断しました。ガバナンス社は、これまでに6本のファンドを組成、運用しており、その運用総額は2024年3月末時点で累計約40億円となっています。これらのファンドは、上場企業やそのオーナー、個人の資産家など、多くの投資家から出資を受けており当社にはない顧客層を多く抱えていることから、当社はガバナンス社のファンド募集力に期待を持ちました。そこで、ガバナンス社との協力関係と当社の新たな経営体制を構築するため、ガバナンス社の代表取締役である丸山俊氏を当社の2024年6月26日開催予定の定時株主総会において取締役候補とし、当該株主総会決議とその後の取締役会決議を経て同氏に代表取締役に就任していただくこととしました。丸山俊氏は、これまでに外資系証券会社や日本郵政キャピタル株式会社等に在籍した期間に、上場企業及び未上場企業への投資及びその役務を内外の機関投資家に対して提供し、関係を構築してきました。ガバナンス社は、当社への投資についても、そのネットワークを活用して資金を募集し同社が運営するファンドから投資を行っており、丸山俊氏が当社の代表取締役に就任した後も、それらのネットワークを活用することでファンドの組成や当社の企業価値・株主価値の向上及びリファイナンスの実現に向けた取り組みが期待されます。

これらのことから、当社は、本第三者割当は、当社の不安定な収益体質を改善するとともに、企業価値の向上に繋がり、既存株主の皆様にもメリットをもたらすものであると考えております。また、収益体質の改善は、金融機関からの当社の信頼の回復と早期のリファイナンスの実現にも寄与するものと考えております。また、希薄化による既存株主の皆様へのデメリットはあるものの、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、希薄化の範囲は合理的であるとと考えております。

なお、資金調達の方法を第三者割当による本株式の発行によることとした理由は、借入金がりスケジュールの状態にある当社には負債性資金や公募増資による調達は難しく、また、株主割当は、直近の当社の業績に鑑みると既存株主の皆様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であると判断したためです。当社は、2014年11月及び2015年12月には、第三者割当による行使価額修正条項付の新株予約権を発行することで資金調達を行った経緯がありますが、行使価額修正条項付の新株予約権は株価の変動により調達額が変動し、調達時期も確定しないため、新株式の第三者割当による資金調達のほうがより確実であると判断したものです。

（資金使途の詳細）

資金使途についての詳細は以下のとおりです。

障がい者グループホームプロジェクトへの投資資金

障がい者グループホームプロジェクトは、当社が合同会社を組成して投資した後に、当該合同会社が金融機関から借入による資金調達を行い、土地と建物（グループホーム）を建設又は取得し、それらをパートナーであるオペレーターに一括して賃貸することで、安定した賃貸収益を得るものです。また、2024年7月頃には、これまでに開発したグループホームのうち16件について売却する予定の、ソーシャル・プロジェクトボンドを活用した私募ファンドが設立される予定です。それらのプロジェクトは個々に建設費が異なることから投資採算は一律ではありませんが、およそ1.5倍程度の投資採算となる見込みです。当社では、短期的な利益を確保するため、今後も継続的に障がい者グループホームプロジェクトへの投資を継続するとともに、私募ファンドへ売却していく方針です。

障がい者グループホーム1件のプロジェクトに必要な当社の投資金額は、グループホームを建設又は取得する地域等によって異なりますが、およそ、1件につき40百万円程度です。当社では、この障がい者グループホームへの投資を2024年7月から2025年3月までに18件を目標として実行する計画であり、そのうちおよそ12件の投資資金に本第三者割当の調達資金を充当する予定です。

戦略投資ファンド及びその他ファンドへの出資金

戦略投資ファンドへの出資金については、これまで当社が戦略投資として当社の自己資金により投資を行っていたベンチャー企業への投資を、ガバナンス社の協力を得ることでファンドを組成して行うものです。当社はファンドの無限責任組員としてファンドに出資し、そのファンドから既存プロジェクトのパートナーであるベンチャー企業や、将来プロジェクトのパートナーとなり得るベンチャー企業に対してプライベートエクイティ投資（戦略投資）を行う予定です。ファンドの募集先は、富裕層個人等や、国内の機関投資家でファンドの投資先企業と立ち上げるプロジェクトへの融資や出資の機会を求める投資家等を予定しており、ファンド総額は5億円程度、このうち当社の出資額は1億円程度を予定しています。2本の戦略投資ファンドに対し、各1億円程度合計2億円を本第三者割当の調達資金から充当する予定です。また、その他ファンドへの出資金については、当社がアジア及び中国を中心とした海外投資家等と組成を目指すファンドに対して、無限責任組員として出資を行う予定です。ファンド総額は総額100億円程度を予定しており、このうち当社の出資額はファンド総額の5%未満とし複数ファンド合計で3億円程度を予定しています。特定の国内上場企業又は未上場企業を投資対象としており、投資対象となる会社の第三者割当増資や株主からの譲受、特に上場企業であれば市場買い付けにとどまらずTOBや非公開化を行う場合を投資機会と想定しています。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

名称	ガバナンス・パートナーズA S I A投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区西麻布1丁目3番26ガリシアレジデンス六本木303	
出資額	0円 2024年5月24日時点（注1）	
組成目的	有価証券の取得等	
組成日	2024年4月25日	
主たる出資者及びその出資比率	国内事業会社1社（注2）	
業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名称	ガバナンス・パートナーズ株式会社
	本店の所在地	東京都港区西麻布1丁目3番26 ガリシアレジデンス六本木303
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 丸山 俊
	資本金	10百万円
	事業の内容	投資事業有限責任組合の募集・運用
	主たる出資者及びその出資比率	丸山 俊 66%、小田 光介 34%
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	2024年3月31日時点において、当該ファンドの無限責任組合員であるガバナンス社は、同社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド、ガバナンス・パートナーズ投資事業有限責任組合及び同社の子会社であるGOVERNORS株式会社を通じて当社の普通株式3,793,100株（発行済株式総数に対する割合21.21%）を保有しております。	
人事関係	ガバナンス社の代表取締役である丸山俊氏は、2024年3月1日より当社の顧問に就任しており、また、2024年6月26日に開催予定の定時株主総会で承認されることを前提に当社の代表取締役に就任する予定です。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	ガバナンス社は、以前より当社の投資担当部門とは投資業務で接点があり、2020年5月には当社が保有していた投資先の株式をガバナンス社に譲渡した経緯があります。その後、当社が投資先企業の資金調達を支援する中でガバナンス社を紹介し投資に至ったケースも2件あり、現状でも投資先の支援を通じて協働している関係にあります。	

（注）1．出資の総額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は1,121百万円となります。

- 2．出資者の概要については、10%以上の出資者の属性についてのみ記載しております。出資者の出資比率及び名称については、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、割当予定先は非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であるため、割当予定先の方針により非公開にしていると確認しております。

(2) 割当予定先の選定理由

ガバナンス・パートナーズA S I A投資事業有限責任組合については、その無限責任組合員であり、かつ、当社の既存株主である投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンドの無限責任組合員でもあるガバナンス社から当社の企業価値向上に向けた取り組みをサポートする用意があるとの申し出があったものです。詳細については、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途（本第三者割当の目的）」をご参照ください。なお、ガバナンス社は、以前より当社の投資担当部門とは投資業務で接点があり、2020年5月には当社が保有していた投資先の株式をガバナンス社に譲渡した経緯があります。その後、当社が投資先企業の資金調達を支援する中でガバナンス社を紹介し投資に至ったケースも2件あり、現状でも投資先の支援を通じて協働している関係にあります。ガバナンス社は、投資会社として投資事業有限責任組合の運営を行っており、新たな価値の創出に取り組むスタートアップ・ベンチャー企業への投資及び経営変革や事業再構築、資本再編成によって企業価値の回復に取り組む上場企業への投資を行っていることから、当社の事業に対する知見や経験を有しています。また、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途（本第三者割当の目的）」に記載のとおり、ガバナンス社の代表取締役である丸山俊氏は、ファンドの組成に必要なネットワークを有しています。そこで今般、ガバナンス社の運営するガバナンス・パートナーズA S I A投資事業有限責任組合による本第三者割当の引き受けによって新たな投資資金を確保することにより、当社の企業価値と株主価値の向上が実現できると判断しました。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 4,400,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先は、本第三者割当により発行される株式について、当社の企業価値向上を期待した純投資である旨を表明しています。割当予定先からは、当社の企業価値の向上に対して事業面での支援を行う方針であると同っております。割当予定先の無限責任組合員であるガバナンス社は、割当予定先のパフォーマンス向上のためのハンズオン支援の一環として、当社に不足するリソースを補うことで、企業価値の最大化を図る方針を有しております。今般、ガバナンス社の代表取締役である丸山俊氏が、当社定時株主総会で取締役に選任されることを前提に、その後の当社取締役会決議を経て当社の代表取締役に就任する予定ですが、これも当社を短期的に再生させる目的です。また、当社の事業内容が投資事業であるため投資から回収までに相応の時間を要することから、当社が本第三者割当によって調達した資金を中長期にわたって投資事業に使用する予定であることについても同意いただいております。加えて、当社の企業価値の向上には相応の時間を要する可能性もあり、企業価値の向上が実現するまでは短期的に売却しないことについて申し受けておりますが、企業価値の向上を図るための資本業務提携を行う先に対して、割当予定先が既に保有している株式を譲渡する可能性があると同っております。当社は割当予定先から、本第三者割当の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡又は売却した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本第三者割当に係る払込金額は、手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、割当予定先より2024年4月25日及び2024年5月17日付のガバナンス・パートナーズASIA投資事業有限責任組合契約書の写しをいただいております。割当予定先は、当該契約書に基づき本取締役選任を条件として、組合員各者より出資金の払込みを受ける予定です。当社は、当該出資金の払込予定額が、本第三者割当に係る払込みに要する資金を上回る金額であることを確認しております。また、当社は、割当予定先を通じて、当該組合員各者の2024年5月2日、2024年5月9日又は2024年5月17日現在の銀行口座残高を証する預金通帳及び決算書又は2023年12月31日現在の財務諸表をいただいております。当該組合員各者が、割当予定先への出資予定額を上回る残高を保有することを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先のガバナンス・パートナーズA S I A投資事業有限責任組合及び同組合の無限責任組合員であるガバナンス社からは、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者について反社会的勢力とは一切関係のないことを聴取しております。また、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者について、第三者調査機関である株式会社J P リサーチ&コンサルティング（所在地：東京都港区虎ノ門3丁目7番12号、代表者：古野啓介）の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索によるこれらの法人並びにその代表者及び主たる出資者に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者は反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。また、これらの法人並びにその代表者及び主たる出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本株式の発行価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である2024年5月23日の、東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）と同額である227円としました。当該発行価額の算定方法として取締役会決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断したためです。

当該発行価額は、同直前営業日から1か月間遡った期間（2023年4月24日から2024年5月23日まで）の終値の平均値229円（円未満切り捨て）に対して0.9%のディスカウント、同直前営業日から3か月遡った期間（2024年2月26日から2024年5月23日）の終値の平均値230円（円未満切り捨て）に対して、1.3%のディスカウント、同直前営業日から6か月遡った期間（2023年11月24日から2024年5月23日まで）の終値の平均値239円（円未満切り捨て）に対して5.0%のディスカウントとなります。本株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、本第三者割当の必要性、本第三者割当を通じて一層の企業価値の向上を図るといった目的の相当性、当社株価の変動、本第三者割当により生じる希薄化等諸事情に照らして、当該発行価額が割当予定先にとって特に有利なものではないと判断しております。

また、当社の監査等委員会（3名の監査等委員のうち社外取締役2名）からは、上記の当社判断のとおり、本株式の発行価額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法であるとの意見を得ています。

以上のことから当社は、本株式の発行価額が適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しました。この判断に基づいて、当社取締役会では、本第三者割当の目的、調達する資金の用途、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当につき決議しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による発行株式数は4,400,000株であり、本日現在の当社の発行済株式総数17,884,392株に対する希薄化率は24.60%、2024年3月末時点の総議決権数176,990個に対する希薄化率は24.86%となり、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途（本第三者割当の目的）」に記載のとおり、本第三者割当によって、収益力を安定的に拡大させることで早期のリファイナンスの実現を図るとともに企業価値の向上が期待でき、ひいては株主の皆様の利益にも資するものと考えております。よって、本第三者割当によって新たに発行される予定の当社普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注3)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%) (注2) (注3)	割当後の所有 株式数 (株) (注4)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数 の割合 (%) (注2) (注4)
ガバンス・パートナーズA S I A 投資事業有限責任組合	東京都港区西麻布1丁目3番 26 ガリシアレジデンス六本木 303	-	-	4,400,000	19.91
投資事業有限責任組合ガバナン ス・パートナーズ経営者ファン ド	東京都港区西麻布1丁目3番 26 ガリシアレジデンス六本木 303	3,103,100	17.53	3,103,100	14.04
First Eastern Asia Holdings Limited(注1)	21/F., 28 HENNESSY ROAD, HONG KONG	1,839,445	10.39	1,839,445	8.32
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1 号 赤坂インターシティAIR	687,700	3.89	687,700	3.11
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1 号	667,480	3.77	667,480	3.02
ガバンス・パートナーズ投資 事業有限責任組合	東京都港区西麻布1丁目3番 26 ガリシアレジデンス六本木 303	540,000	3.05	540,000	2.44
田島 哲康	大阪府堺市西区	504,900	2.85	504,900	2.28
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目13番14号	338,800	1.91	338,800	1.53
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21 号	267,800	1.51	267,800	1.21
鈴木 智博	石川県金沢市	200,000	1.13	200,000	0.91
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目 4番10	200,000	1.13	200,000	0.91
計		8,349,225	47.17	12,749,225	57.69

(注)1. First Eastern Asia Holdings Limitedは、実質株主名となります。その常任代理人は、名義株主である CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.の常任代理人であるシティバンク、エヌ・エイ東京支店となります。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
3. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
4. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年3月31日現在の株主名簿記載の各株主の所有株式数に、本株式の数を加えた株式数によって算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年5月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日（2024年5月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

会社運営に関するリスク

（前略）

(7) 大株主との関係に関するリスク

当社は、2024年5月24日開催の当社取締役会において、ガバナンス・パートナーズ株式会社（以下「ガバナンス社」という。）が運用するファンドを割当先とする第三者割当により新株式を発行する旨の決議をいたしました。当該株式の発行が行われた後、ガバナンス社は同社の運営する複数のファンド及び同社の子会社を通じて当社の議決権総数の37.07%を間接的に保有する大株主となります。また、当社は、ガバナンス社の代表取締役である丸山俊氏及び同社の顧問である河内和洋氏を当社の2024年6月26日開催の定時株主総会において取締役に選任し、丸山俊氏をその後の取締役会決議を経て代表取締役とする予定です。丸山俊氏及び河内和洋氏は、当社の事業面及び経営面で重要な役割を担う予定です。

将来において当社とガバナンス社との関係に大きな変化が生じた場合は、ガバナンス社の当社株式の保有・処分方針、議決権の行使状況、役員の派遣状況、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼし、ひいては当社の事業活動や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、ガバナンス社が当社の事業その他に関して有する利益は他の株主の利益と異なる可能性があります。

なお、ガバナンス社は投資会社であり当社と同一の事業を営んでおります。当社では、取締役による競業取引又は利益相反取引に該当する取引につき取締役会において会社法に従い適切な手順で決議を行うことに加え、当社の投資活動の意思決定を投資委員会構成員の全員一致とすることで、ガバナンス社との利益相反を防ぐ方針です。

2 資本金の増減

該当事項はありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年5月24日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

（2023年6月30日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

2023年6月28日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会長が任期満了に伴い退任し不在となるため、取締役会の議長を取締役会長から代表取締役に変更するよう、当社定款につきまして所要の変更を行うものです。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件
下村哲朗及び八田正史を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
大森和徳、片桐春美氏及び工藤研氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	105,295	2,754	-	(注)1	可決 97.33
第2号議案				(注)2	
下村 哲朗	92,937	15,120	-		可決 85.91
八田 正史	98,452	9,605	-		可決 91.01
第3号議案				(注)2	
大森 和徳	99,798	8,257			可決 92.25
片桐 春美	98,823	9,232			可決 91.35
工藤 研	105,107	2,948			可決 97.16

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2023年8月31日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称：JAIC-IF4号投資事業有限責任組合

住所：東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名：無限責任組合員 日本アジア投資株式会社 代表取締役社長 下村 哲朗

出資の額：1,880百万円（注）

（注） 「出資の額」は組合契約に基づき各組合員が出資することを合意した額の総額であり、2023年6月末時点の純資産額は184百万円であります。

事業の内容：投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

業務執行の権限の割合

異動前：100%

異動後：-

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当該特定子会社の清算に伴い当社の特定子会社ではなくなりました。

異動の年月日：2023年8月31日

(2023年9月26日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称：合同会社栃木ソーラーホールディングス 匿名組合

住所：東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名：合同会社栃木ソーラーホールディングス

代表社員 一般社団法人J A I C 自然エネルギー研究所 職務執行者 大内 正紀

出資の額：1,395百万円

事業の内容：投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

業務執行の権限の割合

異動前：-

異動後：100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当該特定子会社の設立に伴い当社の特定子会社となりました。

異動の年月日：2023年9月26日

(2024年1月4日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	10,595個	5.99%
異動後	31,031個	17.53%

(注) 1 2023年9月30日現在の発行済株式総数は17,884,392株であり、このうち、自己株式数181,009株及び自己株式以外の単元未満株式数3,683株であります。よって、これらを議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した完全議決権株式数は17,699,700株であり、その議決権数は176,997個であります。

(注) 2 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

(3) 当該異動の年月日

2023年12月25日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 5,426百万円

発行済株式総数 普通株式 17,884,392株

(2024年5月17日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称：Xseed High Growth投資事業有限責任組合

住所：東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名：無限責任組合員 Xseed Partners有限責任事業組合

組合員 J A I Cシードキャピタル株式会社 職務執行者 石尾 重
智

出資の額：1,011百万円(注)

(注) 「出資の額」は組合契約に基づき各組合員が出資することを合意した額の総額であり、2024年3月末時点の純資産額は146百万円であります。

事業の内容：投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

業務執行の権限の割合

異動前：100%

異動後：-

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当該特定子会社の清算に伴い当社の特定子会社ではなくなりました。

異動の年月日：2024年5月17日

4 最近の業績の概要

2024年5月15日開催の取締役会において決議され、同日に公表された第43期連結会計年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,130	2,544
営業投資有価証券	9,375	7,067
投資損失引当金	1,588	1,136
営業貸付金	204	218
その他	515	358
貸倒引当金	51	103
流動資産合計	11,587	8,948
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	980	1,711
減価償却累計額	73	141
建物及び構築物（純額）	906	1,570
機械及び装置	3,421	3,807
減価償却累計額	516	720
機械及び装置（純額）	2,904	3,086
車両運搬具及び工具器具備品	175	240
減価償却累計額	68	76
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	106	164
土地	201	369
建設仮勘定	1,313	786
有形固定資産合計	5,432	5,977
無形固定資産		
発電設備開発権利金	1,080	1,195
その他	168	132
無形固定資産合計	1,248	1,328
投資その他の資産		
投資有価証券	61	75
破産更生債権等	104	103
その他	445	466
貸倒引当金	104	103
投資その他の資産合計	506	542
固定資産合計	7,188	7,847
資産合計	18,775	16,796

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	555	901
1年内償還予定の社債	7	8
未払費用	64	158
未払法人税等	70	55
賞与引当金	81	45
その他	33	160
流動負債合計	812	1,330
固定負債		
社債	170	162
長期借入金	8,260	8,761
繰延税金負債	32	13
退職給付に係る負債	158	127
資産除去債務	238	254
その他	-	13
固定負債合計	8,861	9,333
負債合計	9,673	10,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,426	5,426
資本剰余金	3,631	3,631
利益剰余金	1,867	3,576
自己株式	353	353
株主資本合計	6,836	5,126
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	464	71
繰延ヘッジ損益	-	13
為替換算調整勘定	280	351
その他の包括利益累計額合計	744	409
新株予約権	33	36
非支配株主持分	1,487	560
純資産合計	9,101	6,132
負債純資産合計	18,775	16,796

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	3,872	2,444
営業原価	2,453	2,279
営業総利益	1,419	165
販売費及び一般管理費		
役員報酬	152	131
給料及び手当	282	257
租税公課	172	187
組合持分経費	144	195
その他	656	544
販売費及び一般管理費合計	1,408	1,316
営業利益又は営業損失()	11	1,150
営業外収益		
受取利息	5	4
受取配当金	1	1
為替差益	33	13
設備賃貸料	4	4
雑収入	5	3
営業外収益合計	50	26
営業外費用		
支払利息	188	176
雑損失	0	1
営業外費用合計	188	178
経常損失()	126	1,302
特別利益		
新株予約権戻入益	0	-
受取保険金	0	-
補助金収入	-	34
特別利益合計	1	34
特別損失		
固定資産圧縮損	-	34
投資有価証券償還損	0	-
その他	0	2
特別損失合計	0	36
税金等調整前当期純損失()	125	1,305
法人税、住民税及び事業税	45	5
法人税等合計	45	5
当期純損失()	171	1,310
非支配株主に帰属する当期純利益	123	389
親会社株主に帰属する当期純損失()	295	1,700

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純損失（ ）	171	1,310
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	772	1,162
繰延ヘッジ損益	-	13
為替換算調整勘定	22	56
持分法適用会社に対する持分相当額	14	14
その他の包括利益合計	735	1,104
包括利益	563	2,415
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	299	2,035
非支配株主に係る包括利益	863	379

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,426	3,515	1,571	353	7,017
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			295		295
連結範囲の変動			0		0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		115			115
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	115	296	-	180
当期末残高	5,426	3,631	1,867	353	6,836

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	470	278	749	31	1,646	9,443
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						295
連結範囲の変動						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						115
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	1	4	2	159	161
当期変動額合計	5	1	4	2	159	342
当期末残高	464	280	744	33	1,487	9,101

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,426	3,631	1,867	353	6,836
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,700		1,700
連結範囲の変動			9		9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,709	-	1,709
当期末残高	5,426	3,631	3,576	353	5,126

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	464	-	280	744	33	1,487	9,101
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）							1,700
連結範囲の変動							9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	393	13	71	335	2	926	1,259
当期変動額合計	393	13	71	335	2	926	2,968
当期末残高	71	13	351	409	36	560	6,132

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	125	1,305
減価償却費	55	46
投資損失引当金の増減額(は減少)	183	4
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	60
賞与引当金の増減額(は減少)	5	35
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	15	31
受取利息及び受取配当金	4	3
支払利息	89	72
営業投資有価証券評価損	-	26
営業投資有価証券の増減額(は増加)	576	684
営業貸付金の増減額(は増加)	55	215
破産更生債権等の増減額(は増加)	1	0
投資事業組合への出資による支出	2,359	1,470
投資事業組合からの分配金	1,826	2,853
投資事業組合等の非支配株主持分の増減額(は減少)	98	265
その他	139	138
小計	247	276
利息及び配当金の受取額	4	3
利息の支払額	93	75
法人税等の支払額	62	21
法人税等の還付額	61	274
営業活動によるキャッシュ・フロー	157	456
投資活動によるキャッシュ・フロー		
その他	0	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	2
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	806	828
財務活動によるキャッシュ・フロー	806	828
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	7
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	635	365
現金及び現金同等物の期首残高	2,397	1,762
現金及び現金同等物の期末残高	1,762	1,396

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社グループは、投資事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	428.22円	312.71円
1株当たり当期純損失()	16.69円	96.03円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	295	1,700
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	295	1,700
期中平均株式数(千株)	17,703	17,703

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2023年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第3四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付資料としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月29日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末において、会社は営業投資有価証券9,375百万円を計上しており、そのうち未上場営業投資有価証券5,094百万円に対して投資損失引当金1,588百万円を連結貸借対照表に計上している。</p> <p>注記事項「4 会計方針に関する事項（1）重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、営業投資有価証券のうち、市場価格のないものは移動平均法による原価法で連結貸借対照表に計上され、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理が行われる。さらに、注記事項「4 会計方針に関する事項（3）重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、減損処理には至らない場合でも、投資先会社の実状を勘案の上、損失見積額が投資損失引当金として計上される。</p> <p>また、注記事項「（重要な会計上の見積り）営業投資有価証券の評価」に記載のとおり、未上場営業投資有価証券に対する減損及び投資損失引当金の計上については、投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、当社の投資の回収状況等を勘案し、格付けを行い、四半期ごとに損失額を見積もって評価し算定される。</p> <p>各投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況及び投資の回収状況については、個々の投資先の実状（直近ファイナンスの状況、マイルストーンなど事業進捗の達成状況、資金繰りの状況等のデータに加えて、将来予測である事業計画に含まれる経営改善施策等を反映した著しく下落した一株当たり純資産の回復や業績の見込み、計画されている株式上場やトレードセールの進捗状況、投資の回収計画の実現可能性及び回収見込額等）を主要な仮定としている。</p> <p>以上により、未上場営業投資有価証券の損失見積額は財政状態及び経営成績への影響が大きく、その算定には経営者の主観的な判断を伴うことから高い不確実性を有しているため、当監査法人は未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業投資有価証券の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>営業投資有価証券に関する内部統制の有効性を評価するために、内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</p> <p>（2）営業投資有価証券の評価の妥当性の検討</p> <p>未上場営業投資有価証券について、減損処理又は投資損失引当金の計上の要否及び損失見積額の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内での評価の会議資料を閲覧し、格付けの実施過程を理解した。 ・ 未上場営業投資有価証券がそれぞれの格付けの結果に基づいて損失見積額の算定が行われていることを検討した。 ・ 投資銘柄の回収または再見積りされた場合について、過年度に使用されたデータ及び重要な仮定の比較及び分析を行い、格付けの妥当性について適切的な検討を行った。 <p>また、監査人が選定した投資銘柄に対して主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資先会社の財務数値の基礎となる財務諸表を閲覧し、直近事業年度の業績を理解した。 ・ 投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、回収状況等の各項目に対応した、業績やマイルストーンなどの事業進捗の達成状況、資金繰りの状況、株式上場やトレードセールの進捗状況及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響などについて、質問を実施するとともに必要と認められた資料を入手して、会社の実施した格付けの内容を検討した。 ・ 投資先会社における直近ファイナンスが実行されている場合、その価格に関する証憑を査閲し、帳簿価額と比較した。

スマートアグリ（植物工場）プロジェクトに係る固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末において、会社はスマートアグリ（植物工場）プロジェクトとして固定資産1,028百万円を計上している。</p> <p>注記事項「（重要な会計上の見積り）スマートアグリ（植物工場）に係る固定資産の評価」に記載のとおり、スマートアグリ（植物工場）プロジェクトにおいて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているため減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから減損損失は認識していない。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りには植物工場内の生産環境や生産技術の改善を踏まえた事業計画を基礎としており、当該計画では生産量と歩留まり率等を基に算出した販売可能生産量を主要な仮定として織り込んでいる。将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の主要な仮定は、経営者による主観的な判断を伴うことから高い不確実性を有しているため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、スマートアグリ（植物工場）プロジェクトの固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画の実現可能性を評価するために、工場内の生産環境の状況、品質や生産技術の改善状況、顧客からの受注予測等について、経営者への質問を行った。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績を比較した。事業計画と実績の乖離要因を把握し、当該乖離要因の解消可能性について、経営者への質問を行うとともに、関連する根拠資料を閲覧した。 ・ 将来の事業計画の見積りに含まれる主要な仮定である販売可能生産量については、経営者と協議するとともに過去の生産量や歩留まり率の趨勢分析を実施した。 ・ 経営者の識別した主要な仮定を評価するため、販売可能生産量の予測については、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本アジア投資株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本アジア投資株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月29日

日本アジア投資株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 跡 部 尚 志**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（未上場営業投資有価証券（投資損失引当金）の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

日本アジア投資株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 跡部 尚志
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において

四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。